

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年9月13日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	スリランカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカにおいて土砂災害は最も深刻な自然災害のひとつである。スリランカの国土面積の2割、総人口の3割を占める中央部の山岳・丘陵地域では、急速な開墾・開発と脆弱な地質特性と急峻な地形条件から、モンスーン期の豪雨の際には急傾斜地の崩壊や地すべり等の土砂災害が頻発している。これまで発生した、2010年、2011年、2014年、2016年及び2017年の土砂災害では、スリランカ全土で累計約300名の人命が失われ、これらの土砂災害が及ぼした人々の財産やインフラへの被害と国土開発に対する損害は甚大であった。さらに、2021年11月には、スリランカの主要な都市間を結ぶ重要な幹線道路であるColombo-Kandy道路において地すべりが発生し、10日間にわたって道路が通行止めとなり、スリランカの経済活動へ多大な影響を及ぼした。同箇所は過去の災害発生箇所やスリランカ政府関係機関が把握する危険箇所に該当しておらず、スリランカ政府関係機関が把握できていない潜在的な危険箇所の存在が露呈したものとなった。土砂災害やそれによる通行止めは人流・物流停滞による経済社会活動への影響だけでなく、救急医療等の機能低下・不全が頻繁に発生しており、適切な維持管理の実施による安全な道路交通の確保が重要な課題となっている。こうした状況に対して、スリランカ政府は、2005年の「災害対策法」制定、2013年に策定され2024年に改定された「国家災害管理計画」及び2017年の「国家緊急対応計画」策定を通じて、近年頻発する自然災害等への対策強化を図っている。中でも、土砂災害に係るリスク評価、計画策定、緊急時対応の強化などは重要課題の一つに掲げられている。

本件は、道路管理者である道路開発庁(Road Development Authority(以下、RDA))に対して、土砂災害対策全般を所掌する国家建築研究所(National Building Research Organization(以下、NBRO))の協力を得て地形・地質の調査及び調

査結果分析を実施することや、道路防災台帳の作成、道路防災計画策定に係る支援を通じて、道路斜面の土砂災害リスクに係る分析やこれに基づく道路斜面の点検及び土砂災害対策工事の実施・モニタリングサイクルの確立を通して、国道付近における土砂災害リスクの低減し、道路インフラの効率的な管理及び山岳部における安定的な掲載活動の実現を図るものであり、上記課題の解決に資することが期待される。

スリランカのこのような災害の現状を踏まえ、土砂災害の発生や被害の低減をすべく、スリランカ政府は土砂災害対策能力の強化を我が国に要請した。今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの実施に必要な情報を収集・確認するとともに、プロジェクトの実施体制や活動内容等を Project Design Matrix（以下、「PDM」という。）や Plan of Operations（以下、「PO」をいう。）等を用いて検討し、スリランカ側実施機関との協議を経て調査結果を取りまとめ、事業事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

（1）準備業務（2024 年 10 月上旬～2024 年 10 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② スリランカ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整

- し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
 - ④ JICAが作成する対処方針（案）、Minutes of Meeting (M/M)(案)、Record of Discussion (R/D)(案)について、作成に協力する。
 - ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
 - ⑥ 詳細計画策定調査の報告書について目次（案）を作成する。

(2) 現地業務（2024年10月中旬～2024年11月上旬）

- ① JICAスリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ② スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行（WB）、アジアインフラ投資銀行（AIIB）等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び

代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAスリランカ事務所等に報告する。

（3）帰国後整理業務（2024年11月中旬～2024年12月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文3部）

2024年12月20日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年10月13日～11月2日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約2週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 道路斜面防災（JICAが別途契約するコンサルタント）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAスリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：必要に応じて提供可能（JICAスリランカ事務所内会議室）

キ) 通信手段：携帯電話の貸与が可能（通話のみ）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - ・要請書（英語）

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・スリランカ国「土砂災害対策強化プロジェクト【有償勘定技術支援】」プロジェクト完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bibId=1000038114>
 - ・スリランカ国「土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト」業務完了報告書
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bibId=1000050204>
 - ・スリランカ国「防災強化のための数値標高モデル作成能力向上プロジェクト」ファイナル・レポート(要約)
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bibId=1000035717>
 - ・スリランカ国「気象観測・予測・伝達能力向上プロジェクト」プロジェクト完了報告書
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bibId=1000032849>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 国際協力調達部契約推進第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」
 - イ) 配付依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上